

## 玉村町介護職員初任者研修支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の訪問介護員及び介護職員の育成と定着を図るため、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に定める介護職員初任者研修(以下「初任者研修」という。)の修了者に対し受講料の一部を補助することについて、玉村町補助金等に関する規則(平成11年規則第9号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 玉村町介護職員初任者研修支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付対象者となる者は、町内に在住、在勤又は在学している者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 初任者研修の受講料を負担して当該研修(令和8年4月1日以降の日に開催するものに限る。)を受講し、修了した者
- (2) 受講料について重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていない者
- (3) 初任者研修を修了した日から3箇月以内に玉村町内において介護等の業務(昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める業務のうち、町が定めるものをいう。以下同じ。)を行う事業所等に就業し、かつ、当該事業所において3箇月以上継続(就業先の人事異動等により、その意思によらず他の事業所等において介護等に従事した場合を含む。以下同じ。)して介護等の業務に従事した者又は初任者研修を修了した日の前後、町内の同一の事業所において継続して介護等の業務に従事する者であって、初任者研修を修了した日から起算して3箇月以上介護等の業務に従事したもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が負担した初任者研修の受講料(初任者研修の実施事業者から購入する教材費を含む。)とする。ただし、補講に要した受講料は、これを含まな

いものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、初任者研修受講者1名あたり補助対象経費に相当する額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は5万円のいずれか少ない額とする。

2 補助金の交付は、1人につき1回に限るものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、初任者研修修了日の翌日から起算して1年以内に、玉村町介護職員初任者研修支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 初任者研修修了証明書の写し
- (2) 受講料等の領収書の写し
- (3) 就労証明書(様式第2号)
- (4) 暴力団排除に関する誓約書(様式第3号)
- (5) その他町長が必要と認めた書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定して、玉村町介護職員初任者研修支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条に規定する通知を受けた交付決定者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受けようとするときは、玉村町介護職員初任者研修支援事業補助金請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求があった場合において、当該請求の内容を審査した結果、適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、交付決定者が次の2号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助

金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 補助金の交付の決定に付した条件、関係法令又はこの要綱に違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。